平成２１年（フ）第６８５号
高知市朝倉東町30番４―96号
債務者　岡本　留美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８９号
高知市高須新町１丁目６番20号　グリーンエクセル201号
債務者　中村　清美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９３号
高知県香南市野市町西野1005番地
債務者　西村　壽起
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９５号
高知県香美市土佐山田町宝町４丁目２番３号
債務者　永橋　史章
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４５号
高知市横浜東町13番１号　ブリーズ横浜203
債務者　遠藤　千賀
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５１号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2690番地１
債務者　嘉村實智代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤1651番地259
債務者　吉村　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1802番地22　萩原団地406号
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1145番地１
債務者　伊東　龍士
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
佐賀市大財北町４番1507号
債務者　富松　章充
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津621番地６
債務者　松本　明美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田5280番地
債務者　杉田　幸子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１８９号
宮崎県都城市野々美谷町458番地１
債務者　永山　清海
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２３７号
宮崎県延岡市紺屋町１丁目３番地５
債務者　年森ふさ子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３５号
北海道岩内郡岩内町字東山14番地の３
債務者　宮嶋　美樹（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第３８号
北海道岩内郡岩内町字敷島内47番地の１
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第１８２号
宮城県遠田郡美里町二郷字佐野四号741番地２
債務者　小川みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
宮城県加美郡加美町字赤塚195番地　並柳住宅502号
債務者　東　ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係